平成２３年（フ）第２１７号
函館市上野町15番20号
債務者　佐渡谷安津雄
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第１１２号
奈良県香芝市逢坂２丁目679番地の８　ヴェルドミール高岡Ｅ102号
債務者　円城寺　仁
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第１２０号
奈良県香芝市鎌田157番地の１　社会福祉法人蒼隆会特別養護老人ホームすばる
債務者　成年被後見人　米田武次郎
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第１５９号
奈良県橿原市川西町161番地　県住Ｃ５―402号
債務者　宮本　彩加
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第１６６号
奈良県橿原市川西町102番地Ｂ８―304
債務者　山上恵子こと　山上　惠子
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第１６８号
奈良県御所市大字三室104番地の１
債務者　平角　由香（旧姓中内）
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月20日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第５３号
三重県鳥羽市安楽島町741番地
債務者　中村　綾子
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２３年（フ）第５４号
三重県志摩市磯部町迫間50番地１
債務者　濵口早矢佳
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２３年（フ）第５５号
三重県志摩市大王町船越1935番地２、住民票上の住所三重県伊勢市田尻町287番地２
債務者　南　　俊重
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２３年（フ）第５６号
三重県度会郡度会町葛原777番地10
債務者　福井喜美子
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２３年（フ）第５８号
三重県志摩市阿児町鵜方874番地217
債務者　西飯亜紀子
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２３年（フ）第５１号
栃木県足利市堀込町2783番地８
債務者　平沢　勝弘
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月１日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２３年（フ）第５６号
栃木県足利市八幡町600番地20　県営八幡住宅４―12、従前の住所栃木県足利市八幡町１丁目12番地２　エヌハイツⅡ101
債務者　志水　博明
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月１日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２３年（フ）第５７号
栃木県足利市八幡町600番地20　県営八幡住宅４―12、従前の住所栃木県足利市八幡町１丁目12番地２　エヌハイツⅡ101
債務者　志水美千代
1　決定年月日時　平成23年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月１日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２３年（フ）第１６号
北海道野付郡別海町別海緑町128番地の３、住民票上の住所北海道野付郡別海町別海緑町34番地
債務者　鎌田　里見
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月26日午前11時45分
釧路地方裁判所根室支部

破産手続廃止

平成２２年（フ）第１１５３号
千葉県市川市北国分３丁目10番９号、開始決定時の住所千葉県市川市曽谷８丁目８番25号
破産者　牧　　茂男
1　決定年月日　平成23年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成１９年（フ）第７３５号
長崎県佐世保市大岳台町４番５号
破産者　大平建設株式会社
1　決定年月日　平成23年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係